

# 長岡市空き家バンク登録・成約促進事業補助金のお知らせ

## 事業目的

長岡市空き家バンクの活用を促進するため、長岡市空き家バンクに登録された物件を購入された方が行う、物件のリフォームに係る費用の一部を補助します。

※空き家バンクの詳細はこちら

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/akiya/akiyabank.html>

長岡市空き家バンク



## 申請方法等

申請期間：令和8年4月1日（水）～令和8年10月30日（金） ※郵送当日消印有効

工事期間：交付決定後～令和8年12月25日（金）

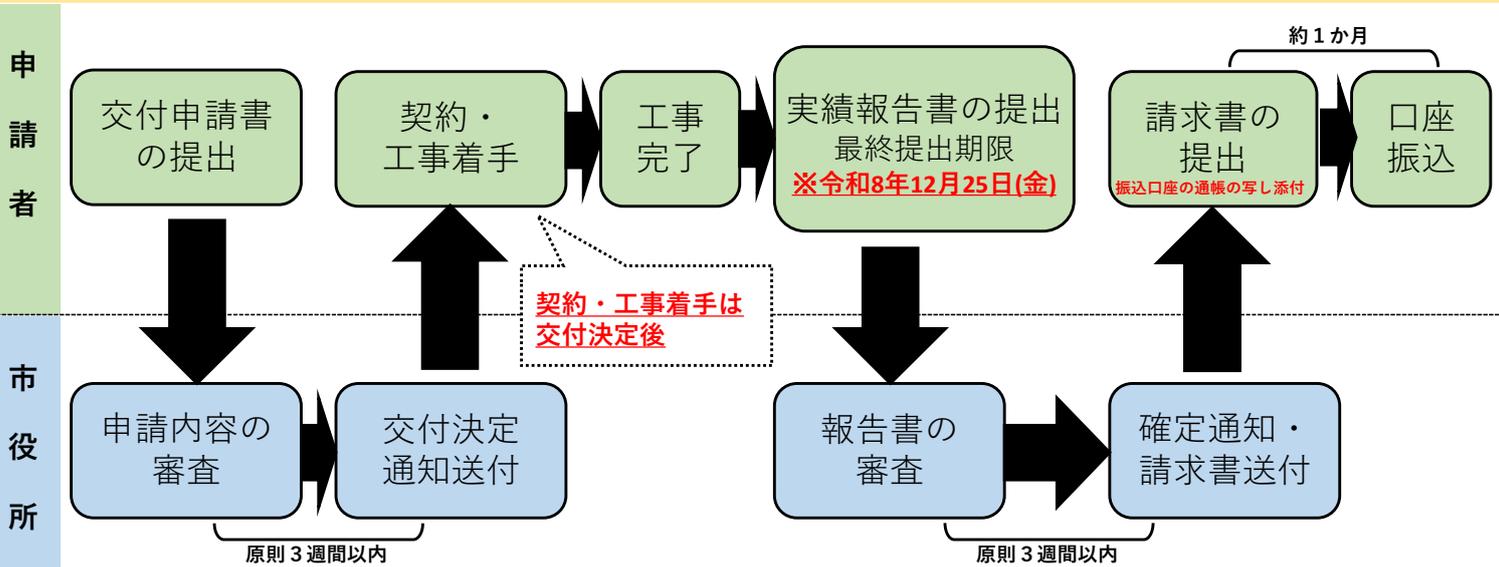
報告期限：令和8年12月25日（金）（**期限厳守**）

### 【注意事項】

◇先着順で受付します。申請期間中であっても予算が無くなり次第終了します。

◇令和8年12月25日までに実績報告書の提出がない場合、交付決定を取消すため、補助金の交付は受けられません。

## 手続きの流れ



## 担当・問い合わせ

長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

TEL：0258-39-2265 FAX：0258-39-2270

メール：toshisei@city.nagaoka.lg.jp

## 補助対象要件等

<b>対象要件</b>	<p><b>○対象者（下記の全てに該当するもの）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市空き家バンク登録物件購入後6か月以内の者（法人を除く）</li> <li>・物件購入後、10年以上居住する者</li> <li>・物件購入前に自己が権利を有する家屋等を所有している場合は、その家屋等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適切に管理する者</li> <li>・市税等に未納がない者</li> </ul> <p><b>○対象空き家（下記に該当するもの）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市空き家バンクに登録されており、かつ、建築後10年以上経過（平成27年12月31日以前に建築）している登録物件</li> </ul> <p><b>○対象施工業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市内に本社がある法人または住民記録がある個人事業主</li> <li>※購入者自身や購入者自身が代表を務める会社等は対象外</li> <li>※申請後、施工業者の変更はできません</li> </ul>
<b>補助額</b>	<p><b>○補助額</b> 最大80万円（補助対象工事費の1/2（千円未満切捨））</p> <p><b>○内訳</b></p> <p>【基本額】50万円</p> <p>【加算額】</p> <p>①：物件の所在地がまちなか居住区域※にある場合・・・10万円</p> <p>②：物件購入者の住所が県外の場合・・・20万円</p> <p>③：物件購入者の住所が市外の場合（②を除く）・・・10万円</p> <p>※まちなか居住区域の詳細はこちら  <a href="https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/life03/vacant-settled.html">https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/life03/vacant-settled.html</a></p> 
<b>補助対象工事内容</b>	<p>1.屋根または外壁の改修工事</p> <p>2.床または内装の改修工事</p> <p>3.台所または浴室等の水回り設備の改修工事</p>
<b>各手続き時に必要な書類</b>	<p><b>【交付申請時】</b></p> <p>1.交付申請書　2.見積書の写し　3.事業実施前の状況のわかる写真　4.誓約書</p> <p>5.市税等未納のないことの証明（未納のない証明はお住まいの市区町村の税金窓口で発行しています。）</p> <p>6.売買契約書の写しまたは所有権移転後の登記簿謄本（建物）の写し</p> <hr/> <p><b>【実績報告時】</b></p> <p>1.実績報告書　2.領収書等支払い実績のわかるもの　3.事業実施後の状況のわかる写真</p> <p>4.転入・転居後の住民票</p> <hr/> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書及び実績報告書の様式は、ホームページまたは右記QRコードからダウンロードするか、都市政策課窓口で入手してください。</li> <li>・交付申請時から申請内容に変更（中止・工事内容・補助金額）が生じた場合は別途手続きが必要です。詳しくは都市政策課にお問合せください。</li> </ul> 